

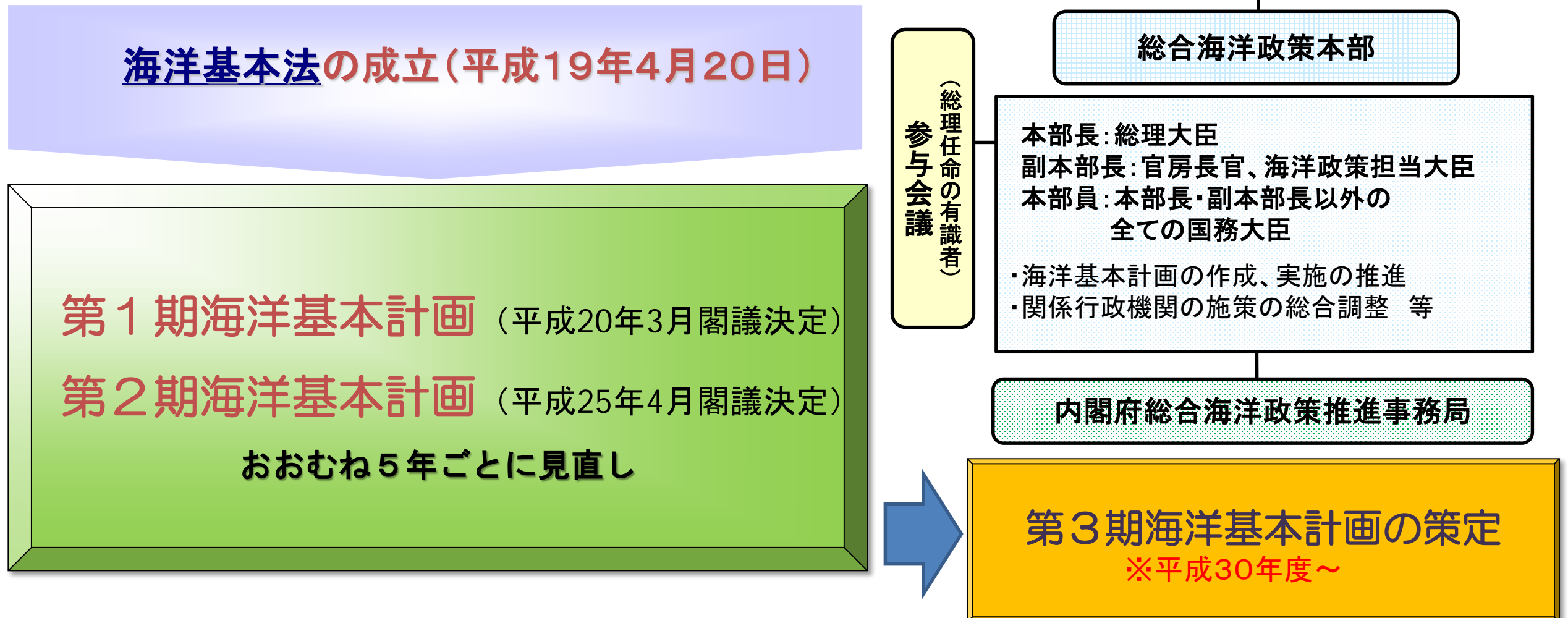
新たな海洋基本計画

平成30年5月29日

内閣府総合海洋政策推進事務局

- 我が国の海洋に関する諸施策は、**海洋基本法及び海洋基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進。**
- 現行の第2期海洋基本計画は、平成25年4月に策定され平成30年4月で5年を経過。
※海洋基本法では、「おおむね5年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」とことされている。
- **本年5月に、総合海洋政策本部会合での了承及び閣議決定によって、第3期海洋基本計画を策定。**

<海洋政策の推進体制>



第3期計画のポイント

(1) はじめに ～評価と現状認識～

海洋基本法制定からのこれまでの歩みを総括した上で、現状認識を整理。

(2) 第1部

～総論(海洋政策の理念、方向性、施策の基本的な方針)～

- ① 海洋基本法の目的「新たな海洋立国を実現すること」を目指すため、「**新たな海洋立国への挑戦**」を本計画の政策の方向性として位置付け。
- ② ①の政策の方向性の内容を、端的なキャッチフレーズを用いて示すと、以下のとおり。
 - (a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
 - (b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
 - (c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
 - (d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
 - (e) 海を身近に。海を支える人を育てる

第3期計画のポイント

- ③ 海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、中核である海洋の安全保障に関する施策に加え、海洋の安全保障に資する側面を有する施策とを併せ、「**総合的な海洋の安全保障**」として、政府一体となって取組を推進することを明記。
- ④ 最近の海洋における情勢変化を踏まえ、「総合的な海洋の安全保障」のほか、**海洋の主要施策**として、
- (1) 海洋の産業利用の促進
 - (2) 海洋環境の維持・保全
 - (3) 科学的知見の充実
 - (4) 北極政策の推進
 - (5) 国際連携・国際協力
 - (6) 海洋人材の育成と国民の理解の増進
- についての基本的な方針を記載。
「北極政策」は、計画では初めて主要施策として位置づけ。

第3期計画のポイント

(3) 第2部 ～各論(具体的施策)～

- ① 約370項目の施策を列挙。
- ② 海洋諸施策の実行性を担保するため、各施策の**実施府省名を明記**。
- ③ 「海洋状況把握(MDA)の能力強化」を項目として独立。

(4) 第3部 ～計画推進に必要な事項～

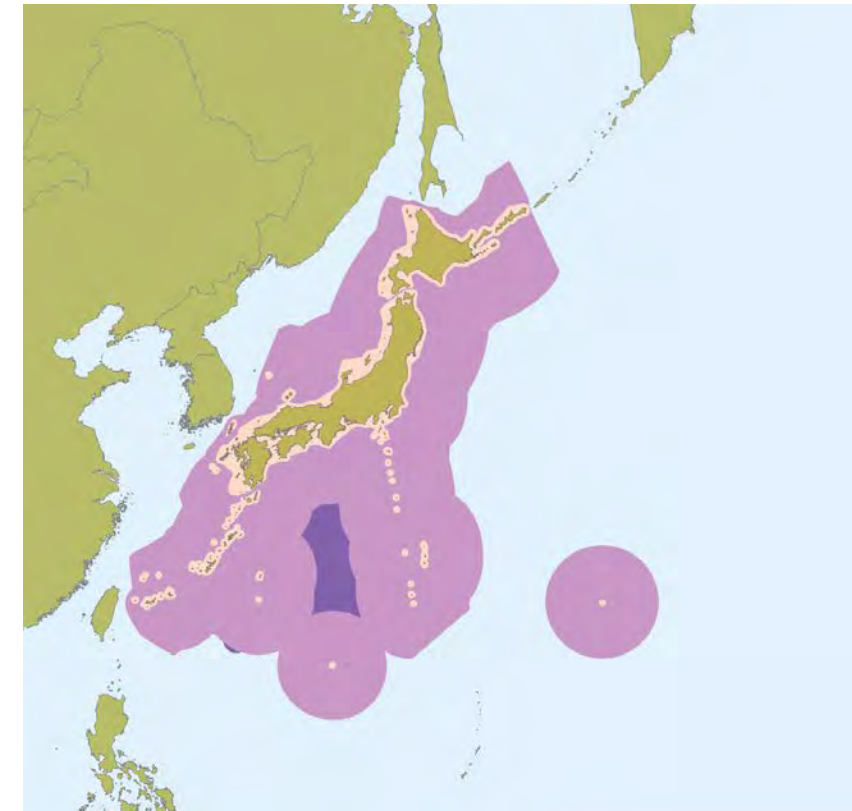
- ① 総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって、政府の**司令塔**としての機能を果たし、取組を推進。
- ② 施策の進捗状況を把握・評価し、計画的かつ総合的な推進に活かすため、PDCAサイクルを活用し、俯瞰的・定量的に把握するための**指標を用いた工程管理**を行うことを記載。

1. 海洋基本法施行後10年の総括

- 海洋基本法に基づき、第1期・第2期計画を閣議決定し、同計画に掲げる諸施策を推進
- 各省にまたがる横断的分野においても、関係法令の制定や施策を総合海洋政策本部決定

【具体例】

- 海賊対処法（平成21年）
- 低潮線保全法（平成22年）
- 国境離島の名称付与（平成26年）
- メタンハイドレート海洋産出試験の実施（平成29年）
- 海底熱水鉱床開発に向けたパイロット試験の実施（平成29年）
- 施策の進捗状況の評価等を着実な推進に活かしていくための工程管理の強化が必要
- 海洋政策を国民に広く知ってもらうための発信力に改善の余地あり



我が国の領海及び排他的経済水域等
(EEZ)

2. 最近の情勢を踏まえた現状認識

- 人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、IT分野における技術革新の加速化
- 海洋の安全保障や海洋の産業利用などを取り巻く情勢の変化(※)に応じて、様々な状況に対応できる体制整備や海洋資源開発に係る取組の推進を実施(※)【情勢変化の具体例】
 - 外国公船による領海侵入、外国漁船の違法操業及び漂流・漂着、
 - 外国調査船の同意を得ない調査、我が国EEZ内への弾道ミサイル発射、
 - 一方的な現状変更の試み等